

■令和6年度 横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者公募に関する質問に対する横浜市回答

質問		横浜市回答	横浜市回答日
該当箇所 (横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項)	内容		
2 募集の概要 (2) 募集予定数 【申請対象地域】	募集対象エリアについて、望ましい地域に記載のある『優先地域』に記載の駅周辺以外』とあるが、たとえば西区でいうと横浜駅以外の西区内にある駅周辺という認識でよいか。(みなとみらい駅・新高島駅…等)	例示いただきましたとおり、横浜駅以外を最寄り駅とする西区内の施設については、優先地域ではなく、「望ましい地域」として扱います。	7月25日
2 募集の概要 (2) 募集予定数 【申請対象地域】	「望ましい地域」について、駅名が記載されていない地域の場合、最寄りの駅からおおよそ徒歩何分程度などの決まりはあるか。	決まりはありません。ただし、利便性の観点から、最寄り駅から近い方が望ましいです。	7月25日
4 公募の条件について (1) 事業者の条件 ア(ア)	「(略)～認可外保育施設設置届を提出後、概ね1年6か月以上継続して運営していること～(略)」と記載があるが、当園は設置届後、1年未満の運営の状況である。本条件でも総合的に勘案し選考対象として応募が可能か。	1年6か月以上継続して運営している実績がない場合、申請はお受けできません。	7月25日
4 公募の条件について 施設類型ごとの条件	定員について、「6人～18人」と記載があるが、当園は面積定員上3名の保育園であり、他事業者との選考の兼ね合いの中で、本条件の「6人～18人」が緩和され、3名の定員でも選考の余地あり、と判断されることはあり得るか。	定員6名未満の場合、申請はお受けできません。	7月25日
4 公募の条件について (7) 施設の条件 イ 新たに開設する認可外保育施設で申請する場合	本事業者決定後に物件を正式契約する(申請時には仮押さえの状態)ことを前提とし、事業者申請をすることは可能か。	別紙2 申請に必要な書類一覧(確認表) 12に記載のとおり、 ・土地・建物が賃貸の場合:賃貸借契約書の写し(移転及び新規開設を予定している場合は、契約予定を確認できる書類の写し) ・土地・建物が自己所有の場合:土地・建物の登記事項証明書 をご提出いただくことで、申請は可能です。	7月25日
記載なし	申請予定物件の設備についての質問がある場合は、どのように連絡したらよいか。	設備については、募集要項に記載の設備基準及び認可外保育施設指導監督基準を満たしたうえで申請いただきます。個別の物件について基準を満たしているかの判断は事前に行っておりません。なお、認可外保育施設指導監督基準でご不明な点は、対象物件所在の区こども家庭支援課にお問い合わせください。	7月25日
記載なし	施設長となる人の要件はあるか。また、要件がない場合、有資格者を配置した際には、補助金で加算はあるか。	要件、加算ともにありません。	7月25日
4 公募の条件について (4) 事業内容の規定 利用限度	「児童1人あたり月120時間まで」とあるが、それを超える利用時間(例えば1日8時間で月20日利用の場合は40時間分)は個別での契約をする等は可能か。(月極での利用者用) 可能な場合は超えた分の時間単価は自社で設定できるのか。	児童1人あたり月120時間を超える利用時間については、乳幼児一時預かり事業補助対象外(実績対象外)となります。施設で独自に定めた金額をあらかじめ利用者に提示し、同意を得た上でお預かりしてください。	7月31日
4 公募の条件について (4) 事業内容の規定 定期的利用	「継続的に利用する利用者のため、利用予約を入れる対象とできる数は、全定員数の概ね3分の1以下とする」とあるが、例えば定員6名の場合4名が定期利用、2名が随時予約可能枠で設定できるとの理解でよいか。	定期的に利用する利用者のための枠として設定できる上限が、全定員数の概ね3分の1以下です。そのため、例えば定員6名の場合には、2名が定期利用、4名が随時予約可能枠で設定できます。	7月31日